

○横手市都市再生推進法人の指定等に関する要綱

令和7年3月26日

告示第45号

(趣旨)

第1条 この要綱は、都市再生特別措置法（平成14年法律第22号。以下「法」という。）第118条の規定に基づく都市再生推進法人（以下「推進法人」という。）の指定等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(指定の申請)

第2条 推進法人の指定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、都市再生推進法人指定申請書に次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

- (1) 定款
- (2) 登記事項証明書
- (3) 役員の氏名、住所及び略歴を記載した書類
- (4) 法人の組織及び沿革を記載した書面並びに事務分担を記載した書類
- (5) 前事業年度の事業報告書、収支決算書及び貸借対照表又はこれらに相当する書類
- (6) 当該年度の事業計画書及び収支予算書又はこれらに相当する書類
- (7) まちづくり活動の実績を示す書類
- (8) 活動地域を示す図面
- (9) 法第119条に規定する業務（以下「業務」という。）に関する計画書
- (10) 前各号に掲げるもののほか、推進法人の業務に関し参考となる書類

(指定の基準等)

第3条 市長は、前条の規定による申請を受けた場合であって、申請者が次の各号のいずれにも該当すると認めたときは、法第118条第1項の規定により、当該申請者を推進法人として指定するものとする。

- (1) まちづくりの推進を活動目的としていること。
- (2) 申請者又はその母体となっている組織に、まちづくり活動の実績があること。
- (3) 横手市内に事務所を有し、市内でまちづくり活動を行っていること。
- (4) 必要な人員の配置その他業務を適正に遂行するための必要な措置を講じていること。
- (5) 業務を的確かつ円滑に遂行するために必要な経済的基礎を有すること。
- (6) 業務を行うにあたって関係行政機関や活動地域内の他の民間組織等と十分な連携を図ることが能够すること。
- (7) 申請者又はその母体となっている組織が横手市暴力団排除条例（平成24年横手市条例第2号）第2条第1号の暴力団若しくは同条第2号の暴力団員又は破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）第4条第1項の暴力主義的破壊活動を行う団体と密接な関係を有し

ないこと。

- 2 市長は、申請者を推進法人として指定した場合は、都市再生推進法人指定通知書により当該申請者に通知するとともに、法第118条第2項の規定により公示しなければならない。
(名称等の変更)

第4条 法第118条第3項に規定する変更の届出は、都市再生推進法人名称等変更届出書により行うものとする。

- 2 市長は、前項の届出があった時は、法第118条第4項の規定により公示しなければならない。
3 推進法人は、その業務の内容を変更しようとするときは、あらかじめ都市再生推進法人業務変更届出書を市長に提出するものとする。

(事業の報告)

第5条 推進法人は、事業年度開始後速やかにその事業年度の事業計画及び収支予算書又はこれらに相当する書類を市長に提出するものとする。

- 2 推進法人は、事業年度終了後速やかにその事業年度の事業報告書、収支決算書及び貸借対照表又はこれらに相当する書類を市長に提出するものとする。
3 市長は、法第121条第1項の規定により、業務の適正かつ確実な実施を確保するため必要と認めたときは、推進法人に対してその業務に関する報告をさせることができる。

(改善命令)

第6条 市長は、法第121条第2項の規定により、推進法人が業務を適正かつ確実に実施していないと認めたときは、推進法人に対し、その業務の運営の改善に関する必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

(指定の取り消し)

第7条 市長は、法第121条第3項の規定により、推進法人が第6条の規定による命令に反したときは、第3条の規定による指定を取り消すことができる。この場合において、市長は、法第121条第4項の規定により公示しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による指定の取り消しを行う場合は、行政手続法（平成5年法律第88号）の定めるところにより聴聞を行わなければならない。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。